

思いつくままに

——中村対日亜訴訟の和解に接して——

松 居 祥 二*

企業で研究職として発明をした社員が、その発明が商品化され利益を挙げたことを知って、退職後、会社に対価請求訴訟を起こす例が1995年のオリンパス社に対する訴訟以降に多発するようになった。発明者側が敗訴した例もあるが、それらはマスコミには興味がないらしく、報道を賑わせたのは高額を支払いを被告企業に課した発明者勝訴の諸事件であった。オリンパス事件の判決では、200万円であったが大きく騒がれた。その後200億円の日亜判決で、すっかり忘れられたようである。日亜訴訟は高裁で6億円で和解が成立し、財界トップは、その額を「まあまあ常識の範囲内」などという判り難い論評をした。

未解決の大きい問題点は、現在（平成17年3月30日）最高裁に上告中の日立製作所事件で、外国で成立した特許についての対価支払いの義務の有無がどのように判断されるかである。

最高裁は、既に支払われた特許を受ける権利の対価が、相当の対価に満たない場合には、追加請求をすることができると言っているが、1億円で買った土地が20年後に100億円になったから、10億円追加で支払えと言われているように見える。支払う義務はないはずである。しかし、発明の場合は企業が、権利譲り受け時に全く支払いをしていないか、あるいは対価の額は営業実績に基づいて定めると約束していたからであろうか。

昭和34年法（現行法）の立法当時、筆者も重

陽会（現知財協）で諸先輩と共に産業の発達に重点を置いて35条についても検討を重ねたが、制定された条文が、今日の如き訴訟を引き起こすとは全く予想外のことである。

35条で支払われた金員の性格は大正10年法規定の補償金から対価に変更されたのであるが、企業の規定には、しばしば補償とか補償金の支払規定がある。これにも筆者は戸惑いを覚える。後払いをするから対価が補償金になるのだろうか。

現実には、訴訟判決の金額は会社にとって取り立ててどうこう言う金額ではないと思うが、大きい問題は、日本の企業内の平静であった社員間秩序の揺れの心配であろう。また、研究所における研究職員相互間の自由な、知識や情報の交換が妨げられ、秘密主義が高まって研究のスピーディーな進捗が妨げられる可能性も頭の痛い問題であろう。

この点について付言すれば、ドイツのマックスプランク研究所の前身、即ち、カイザーウイヘルムス研究所時代、その化学研究部門から優れた発明が多く出ているが、ヒットラー以前には企業自体の総合的技術力によって発明が生まれたとする企基発明という考えさえ存在していたのである。しかし、その後のドイツの化

* 弁理士 重陽会会員 AIPPI JAPAN顧問
日本工業所有権法学会監事
（財）先端医療振興財団シニアアドバイザー
元武田薬品工業(株)取締役特許部長
Shoji MATSUI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

学や医薬品企業が職務発明制度によって悩まされてきたことは事実であり、世界の医薬品企業の上位にはドイツ籍の企業の名前が見られなくなったのも事実である。この他国の経験も参考にする必要があるのでないであろうか。

昭和34年制定の現行法第1条には特許法の目的と、目的達成の手段が明記されている。「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」である。

日亜事件の和解において、東京高裁は、和解についての考え方を示し、その中で、特許法第1条の趣旨を考慮したことを示した。さらに、企業経営には多くのリスクがあり、対価の算定にあたっては、そのリスクの存在を考慮しなければならないことを述べている。

この2点は、35条の職務発明対価請求訴訟の今後の判断において研究投資の奨励と産業発達のために考慮されるべき重要点であるから、この2点に言及されたことは意義深く喜ばしいことである。

日本の産業の発達は日本の企業が利益を挙げなければ実現することはない。昭和57年頃から製薬産業は研究費を生み出すために、特許権の期間延長制度の導入に腐心して、ようやく昭和62年（1987年）に目的を果たした。その結果研究への支出が大幅に増加し、今日、日本の研究

開発指向型企業の新薬創製力は大いに高まったことが国際的に認められるに至った。ヨーロッパの先進諸国は遅れたが特許制度によらず、薬事法の中で、独占期間延長の目的に叶う制度を設けるに至った。

しかし、自由薬価の恩恵で対売上利益率の高い、米国医薬品企業の支出する1社の年間研究費2,000億円ないし8,000億円には、日本企業の研究費は遠く及ばない。今後どの程度追いつけるのか注目に値する。

特許法35条は昨年159回通常国会で改正された。この改正に対しても、日亜事件の高裁での和解についても知財協は満足できないというのが、知財協の立場であるように思われる。知財協は特許法第1条にいうわが国の産業の発達の責任を負うわが国の代表的企業900社を会員とする専門団体であるから、特許法やその法律のもとでの司法判断が産業の発達に望ましくないということであれば、その理由をわかり易く公にして、必要な法改正に全力を尽くしてほしいものである。企業に任せておけば、発明者を冷遇して発明が出ないであろうとか、外国によい研究者が逃げて行くだらうといった誤った妄想が巷間にあることも、知財協としては留意する必要があるのではないかと考える。

（原稿受領日 2005年3月23日）